2021年6月第53回定時評議員会議案(抜粋)

日本労働者信用基金協会への事業譲渡について承認を求める件

1. 北陸労働金庫の融資保証委託先の統一

(1) 昨年の定時評議員会以降の経過

昨年度の定時評議員会で提起した「日本労働者信用基金協会への事業譲渡の検討開始について」を受け、北陸労働金庫では今後の事業展開を図るうえで、以下の点から融資保証先を 日本労働者信用基金協会(以下、日本労信協という)に統一することが決定されました。

- i. I T時代に即した融資商品・利用申込みのあり方に対応する必要があること。
- ii. 北陸 3 労(勤) 信協(富山勤信協・石川労信協・福井労信協の 3 労(勤) 信協をいう。以下同様。) では、審査事務の簡素化に向けた A I・R P A (*1) の導入負担等大型の設備投資は困難と見られること。
- iii. 北陸 3 労(勤)信協が北陸労働金庫の優良保証機関(*2)として、代弁能力係数 1 (*3)を超える状態を将来的に維持していくことに懸念があること。
- iv. 労働行政とのこれまでの関係を考慮すれば、県・市町村からの預託金・出捐金(北陸3労 (勤)信協に対する寄付金)が返還できる状況であるうちに事業譲渡が必要であること。
- v.現在の北陸労働金庫の経営状況では、北陸3労(勤)信協の経常状況が厳しくなった場合、 支援できる状況にないこと。
- (2) 保証委託先の統一によるメリットと課題

日本労信協に融資保証先を統一することには次のようなメリットと課題が考えられます。

- i.日本労信協の事業規模の大きさを活かし、北陸3労(勤)信協では困難な保証施策の実施
 - ・Web 完結型保証審査(非対面による保証審査・保証承諾)
 - ・求償権の返済チャネルの複数化
 - ・住宅ローンに適用する変動保証料制度の的確な運用
 - ・精緻なリスク分析に基づいた保証料率設定等の事業運営
- ii. 北陸労働金庫の事務軽減
 - ・統一した審査規程による融資審査、オペレーション等の事務処理
 - ・融資書類や使用帳票の統一
 - ・日本労信協と北陸3労(勤)信協のデータ切り分け不要
 - ・代弁請求先の一本化

iii. 課題

- ・北陸労働金庫の会員組合・地域勤労者等の利用者、また不動産・住宅建築関連業者への説明
- ・県・市町村の自治体提携融資等に係る、主として保証料補給についての対応
- ・北陸労働金庫内の関連システム・帳票の修正・改定
- ・新制度に係る職員研修

これらの課題には、保証を受けられる方や関係事業者の不便とならぬよう北陸3労

(勤)信協・北陸労働金庫・日本労信協が慎重に対応にあたる必要があります。

(*1) AI • RPA

AI (Artificial Intelligence)

定型的な業務を繰り返し実行し、さらにデータベースの情報に基づいて状況に応じて自 ら意思決定を行う技術やシステム。

RPA (Robotic Process Automation)

人の手によって行われてきたパソコンでの事務作業をロボット(パソコン上で動くソフトウェアのようなもの)に置き換える技術。応用例として、毎月の経費精算処理、請求書・ 定期的なバックアップデータの作成などがある。

(*2) 優良保証機関

労働金庫の資産査定で貸倒引当金を算出する際に、優良保証機関の保証付き債権であれば 引当を不要とすることができ、費用の削減と事務の省力化につながる。

(*3)代弁能力係数1

2カ月以上の延滞金を全て代位弁済できる資金余力を示す指標で、北陸労働金庫では「1」 以上を優良保証機関と定めています。

2. 日本労信協への事業譲渡について

(1) 新規保証引受の日本労信協への移行

北陸労働金庫が融資保証委託先を日本労信協に統一することから、これまで北陸3労(勤) 信協が引き受けていた融資保証(北陸労働金庫の会員の無担保融資、および未組織勤労者の 無担保・有担保・カードローン)の引き受け先について2021年6月30日をもって停止し日 本労信協に移行します。

(2) 日本労信協への事業譲渡

新規保証引受を日本労信協に移行することから、北陸3労(勤)信協は、これまで保証していた保証債務ならびに求償権を含む全ての事業を日本労信協に譲渡し、解散をすることとします。

事業譲渡は2024年3月を期限とし、具体的なスケジュール立案を、北陸労働金庫・日本労信協と協議し進めていくこととします。

(3) 残余財産の処理

北陸3労(勤)信協が保有する財産のうち県・市町村からの預託金・出捐金(北陸3労(勤)信協に対する寄付金)は返還(同額で寄付)を予定していますが、その他に残余財産が生じる場合には、評議員会・理事会で審議をいただき、定款をはじめ関係法令に則って対応することとします。

(参考) 2020年6月第52回定時評議員会議案(抜粋)

日本労働者信用基金協会への事業譲渡の検討開始について

(1) 富山・石川・福井3労(勤)信協と北陸労働金庫を取り巻く現況と経過 1996年、金融の自由化が進展し競合が激化する中、全国労働金庫協会が策定した経営方針 である「ろうきん・二十一世紀への改革とビジョン」内において、2010年までに全国統合し、その前段階として、北海道・東北、関東、長野・新潟、東海、北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄の地域ごと8金庫に統合、最終的に全国統合し日本労働金庫を設立する方針を定めました。この方針に則り、1998年10月、近畿地方7金庫の合併によって近畿労働金庫が発足、2004年までに全国13金庫までに集約してきました。

労働金庫の一連の合併の中で、それまで 45 の地域保証協会(単協)が日本労信協に事業譲渡等を進め 2013 年の山形労信協を最後に全国で 6 単協(北海道・新潟・富山・石川・福井・静岡) を残すのみとなりました。

さらに、新潟労信協が日本労信協に事業譲渡を決定し、事業譲渡の作業に入っています。 結果、今後事業運営を行っていく単協は5単協のみとなります。

- (2) 富山・石川・福井3労(勤)信協の課題整理
 - i.保証料収入で代位弁済額を賄うとする保証事業の基本的な収益構造になく、また新型住宅ローン「まるっと 500」の保証料の在り方が、これまでの「一括前払い」方式から「月次後払い」方式となり、キャッシュフローおよび収益構造に不安定な要因となっていること。
- ii. 代位弁済について、近年、弁護士・司法書士の受任による民事再生・自己破産案件が増加 し、代位弁済の対価とした「求償権」の回収が困難となっていること、また、求償権の回 収が遅れればその棄損が大きくなること。
- iii. 金融環境の変化によるAIやRPAなどを活用した審査方法の導入や設備投資が困難であること。
- iv. 上記に加えWeb等の非対面取引やペーパーレスによる商品が主力となることが想定される中、審査態勢、システム開発費用を整備するのが困難であること。
- v. 現在の北陸労金の経営状況では3労(勤)信協の経営状況が厳しくなった場合、支援が期待 出来る状況にないこと。
- vi. 全国労働者信用基金協会連合会(日本労信協と6単協で構成)が解散したことにより、保証協会間の情報共有・情報交換が困難となっていること。

以上i~viを踏まえ、

- ○これまでの労働行政との関係性を考慮すれば、県・市町村からの預託金・出捐金が返還で きる状況のうちに事業譲渡を行うべきこと。
- ○北陸労金の優良保証機関として代弁能力係数1以上を確保し将来的に維持していくことに 懸念があること。

の 2 点のことから、3 労(勤)信協が日本労信協に事業譲渡することについて検討すべきと 判断しました。